35—06　ＰＵＤＴ

検証

１．検証の概念

検証は、審判官がその五感によって、直接に事物の性状、現象を検査してその結果を証拠資料にする証拠調べである。視覚による場合に限らず、聴覚、味覚、嗅覚、触覚による場合も含まれる。検証の対象となる物件を検証物という。

検証が人証や書証と異なるのは、後者は供述や記載の内容である人の思想を証拠にするものであるのに対し、前者が感覚によって得たところを直接判断の資料に供する点にある。したがって、証拠が文書の形態を備えていても、その記載内容を証拠方法とするものでなく、その性質又は状態などが審判官の心証形成の根拠となるものは、文書ではなく検証物である。

２．検証の申出

(1) 書証に関する手続が準用される（特§151→民訴§232①、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴規§150、§151、→34—01の９．）。

(2) 検証の申出には証明すべき事実のほか、検証物を表示しなければならない（特施規§62、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

検証物の表示に当たっては，当該検証の申出をした者が請求人、被請求人又は参加人のいずれであるかによって、検甲、検乙又は検丙を頭に付し、提出順に第何号証であるかを標記する。

(3) 指示説明者から検証物件につき、検証を求める箇所、その趣旨の説明を求めるが、その説明は要領を得ていなければならないので、実務上、事前に「検証物指示説明書」（様式１）の提出を求める。当日も、審判長は適宜、指示説明者に対し釈明を求めることができ、相手方にも十分検証物を理解させるようにする。必要があれば、相手方の反対意見を求め、それに対する挙証者の釈明を求める。

(4) 廷外検証の場合は、検証物の特定のために必ず所在場所を明示し、またその

場所において申出をした者が指示説明する必要があるので、検証を申し出る書面（検証申出書（特施規§62）、審判請求書、答弁書など）に検証物の所在が明記されているか確認する。なお、第三者の管理する施設内に検証物が保管されているときは、事前にその管理者の了解を得なければならない。

(5) 廷内検証にするか、廷外検証（実地検証）とするかを判断する（→34―01）。

(6) 検証期日の指定は、口頭審理と同様である（→33―01）。

３．検証の実施

(1) 検証の実施時期が答弁書提出時期の前後に係わらず、多くの場合、口頭審理と同日に行われるので、検証に先立ち口頭審理を行い、立証事実と検証物との関係を当事者に確認したり、検証の進行について確認しておくとよい。検証の進行などについて、適宜当事者に協議するよう求めてもよい。

(2) 検証を行うに当たっては、以下の場合を除き、非公開にすべき理由はないと思われる。

ア 査定系の事件で未公開のもの、あるいは工場などの検証で営業秘密を含むとき

イ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき

ウ 検証現場の秩序を乱すおそれがあるとき

(3) 検証においては特別の学識経験が必要となって鑑定人の立ち会いを命じたり、証人や鑑定人の尋問の申請が伴っていたり、検尺、写真撮影の補助、又は、機械操作のために必要な技術者などを事件の関係者として立ち会わせることもできる。検証物の説明のために検証に立ち会っている第三者に意見を聞き、説明を求めることができる。

(4) 当事者の一方または双方の出頭がないときは、当事者の出欠確認後、本日は当事者Ａの出席はないが検証を実施する旨を告げる。例えば職権による検証を行った場合に両当事者の出席がないときも、検証を実施して調書を作成する（職権による検証→８．）。

(5) 検証の結果をいかに調書に記載するかが、最も重要な点であるので、審判長は審判書記官が調書をとりやすいように、各部分を指示しつつ、具体的にその構造を説明し、合議体の知覚したところを的確に伝達する。

４． 廷外検証（実地検証）実施の留意点

(1) 廷外検証においては、検証を開始するに当たり、出頭すべき当事者、参加人及び代理人、その他関係者（上記(3)記載の者）を確認する。前記の以外の者は検証の邪魔にならないところへ退去させる。また、検証現場において検証を妨害したり、または用もないのに現場に立入ったりする者に対しては、退去を命じたり、または適当な措置をとる。検証物の所在地の位置、状況、必要があれば温度、湿度、明暗度、天候などを調査する。

(2) 廷外検証への携行品の例として、当該事件関係書類、宣誓書、予納指令書、審判長印、白紙、筆記具、地図、磁石、巻尺、分度器、温度計、写真機、録音・録画機器などが挙げられる。

(3) 現場に到着してから直ちに検証物所在地に出向し、検証物管理者と連絡をとり、あらかじめ、検証現場の下見を行う。検証物管理者と事前に打合せを行い、検証の準備に万全を期す。出発に際しては上記準備の時間を考慮しなければならない。

５． 検証後の証人、鑑定人尋問

34―01、35―01、35―04 などに準じる。

６． 検証調書の作成（→35―02 の８．）

審判官が説明に従って検証し、五感によって知覚した結果を調書に記載する。当事者の主張や検証の結果を明確にするため、設計図、工作図面、写真、見取図、地図など適当なものを引用して検証調書に添付して、これを調書の一部とすることができる。なお、検証調書は、その検証が口頭審理又は証人尋問と併せて行われるときには別紙として作成することなく、それらの調書中に、検証物の表示、検証の目的、当事者の指示説明、検証の経過、検証の結果を記載することもできる。

〔参考〕　裁判所書記官研修所「民事検証の手続と調書」1975 年 12 月、法曹会、300～311 頁

検証の結果の記載にあたっては、以下の点に注意する。

(1) 合議体のその時点における客観的認識を報告するものである。

(2) 結果は要証事項ごとに、又は検証によって明らかにしようとする事項ごとに、「項目的記載」にするのがよい。

(3) 検証から直ちに推測できる事実の結論（推測にあたっては、合議体の判断が加味される。）を記載してもよい。

(4) 法適用の結論は絶対に避ける（これは審判官が審決の段階においてするべきことである）。

(5) 距離関係を記載するにはなるべく基点、方位を明確にすべきである。

(6) 各事案による特質によって重点が異なる点に注意する。

(7) 物の名称などは独自の表現方法を避け、一般呼称に従う。

(8) 調書に添付する図面（見取図や写真など）は、調書の文字と同じく検証の結果を表すものであるから、調書に図面を添付する場合は、以下のとおりに扱う。

ア 文章よりも図面の方が理解しやすい事項（距離関係など）は、検証の結果の本文ではなく、図面に記載する方が好ましい。

イ 図面に記載する距離関係は、メートル法に従う。また、図面はなるべく縮尺図とする。

その他、必要があれば断面図、立体スケッチ図などとしてもよい。

ウ 写真を利用するときは、その写真ごとに、被写体は何か、撮影年月日、時刻、要すれば天候などを明らかにしなければならない。

7． 費用の予納

廷外検証において検証を実施する特許庁職員（合議体及び審判書記官）の旅費、宿泊費は、検証申立人（職権で検証を実施するときは合議体が相当と認める者）に予納させなければならない。

8． 職権による検証

職権で検証を実施したときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない（特§150⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

【様式１】【指示説明書の見本】

検証物指示説明書

令和　　年　　月　　日

特許庁審判長　殿

１　審判の番号

無効２０ＸＸ－８０ＸＸＸＸ

２　検証申立人

住所（居所）

氏名（名称）

（代表者）

３　代理人

住所（居所）

氏名（名称）

４　被請求人

住所（居所）

氏名（名称）

５　検証の目的

・・・の構造／形状／個数を明らかにする。

６　検証により明らかにする事項

検甲第１号証が以下の構造を備えていることを明らかにする。

(1)　・・・が、・・・開閉可能に取り付けられていること。

(2)　(1)の取付構造が、・・・であること。

：

(m)　・・・に銘板が添付されておること。

(n)　・・・銘板には、・・・と記載されていること。

７　指示説明者

氏名　○○○○

８　検証物及び所在地

検証物検甲第１号証　○○○○○

所在地　○○県○○市○○区・・・

９　指示説明内容

検甲第１号証の構造を、下記（1)～(n）につき検証物を指示し、説明する。

(1)・・・に・・・が開閉可能に取り付けられたものであることを、・・・を開閉して「図写真・・・」の状態をとることを説明する。

(2）・・・・・。

：

(n）・・・・・。

１０　添付書類の目録

(1）図、写真

(2）検証物指示説明書　副本○通

（改訂 R5.12）